

## ウ 臓器等の移植

### ポイント

#### 現状と課題

- ・臓器移植を希望する待機者が多く、臓器移植の推進のための対策の実施と体制整備を促進する必要がある。
- ・ドナーカードを持っていない人は9割近い。持っていない理由の大半が情報不足であり、積極的な普及啓発活動の推進が必要。



#### 対策

- ・臓器提供体制の整備
- ・普及啓発活動の推進
- ・ドナー登録活動の推進

### < 現状と課題 >

#### 1 臓器移植

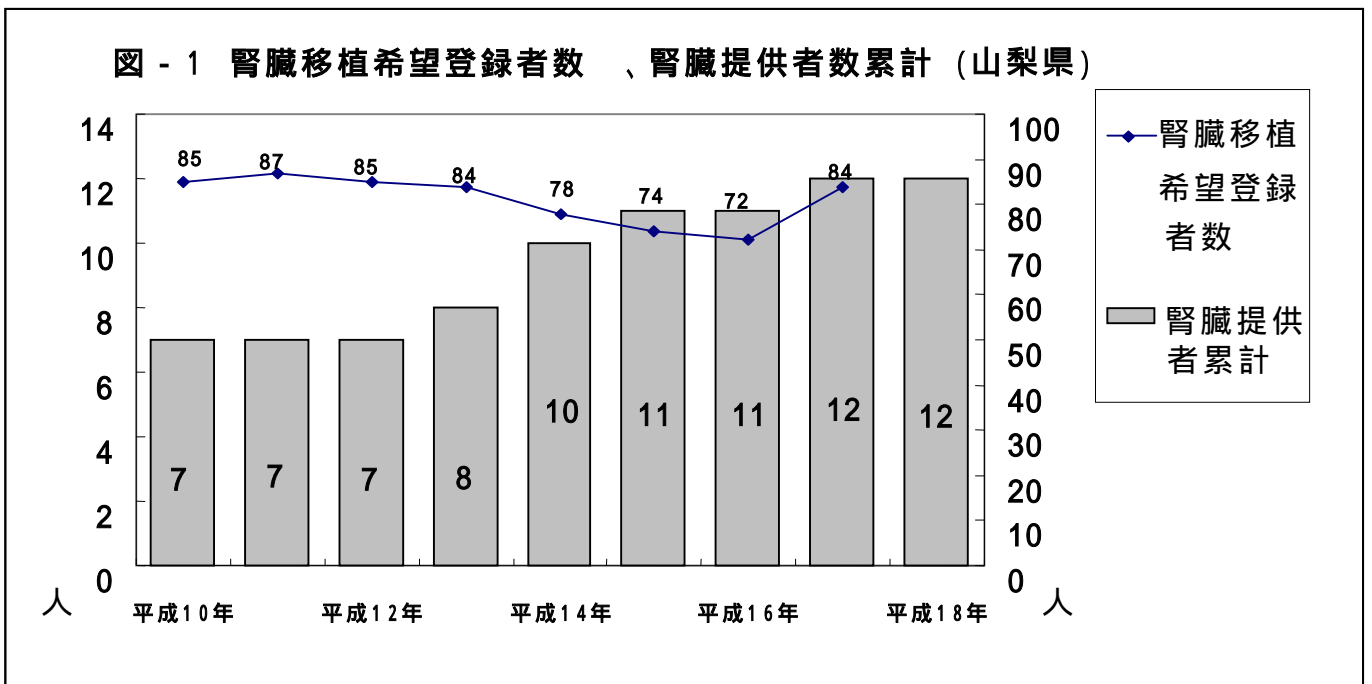
臓器が一旦機能を失った場合は、薬剤での治療や機械での代用には限界があり、健康な臓器を移植することが唯一の根治療法です。

しかしながら、臓器提供の数は十分ではなく、臓器移植の待機者が多い状況であり、本県においても臓器移植を推進する必要があります(表-1、図-1参照)。

表 - 1 臓器別移植希望登録者数 (全国 H19.10月末現在)

心臓	肺	肝臓	腎臓	膵臓	小腸
99	131	175	11,852	151	1

資料：日本臓器移植ネットワーク登録者数

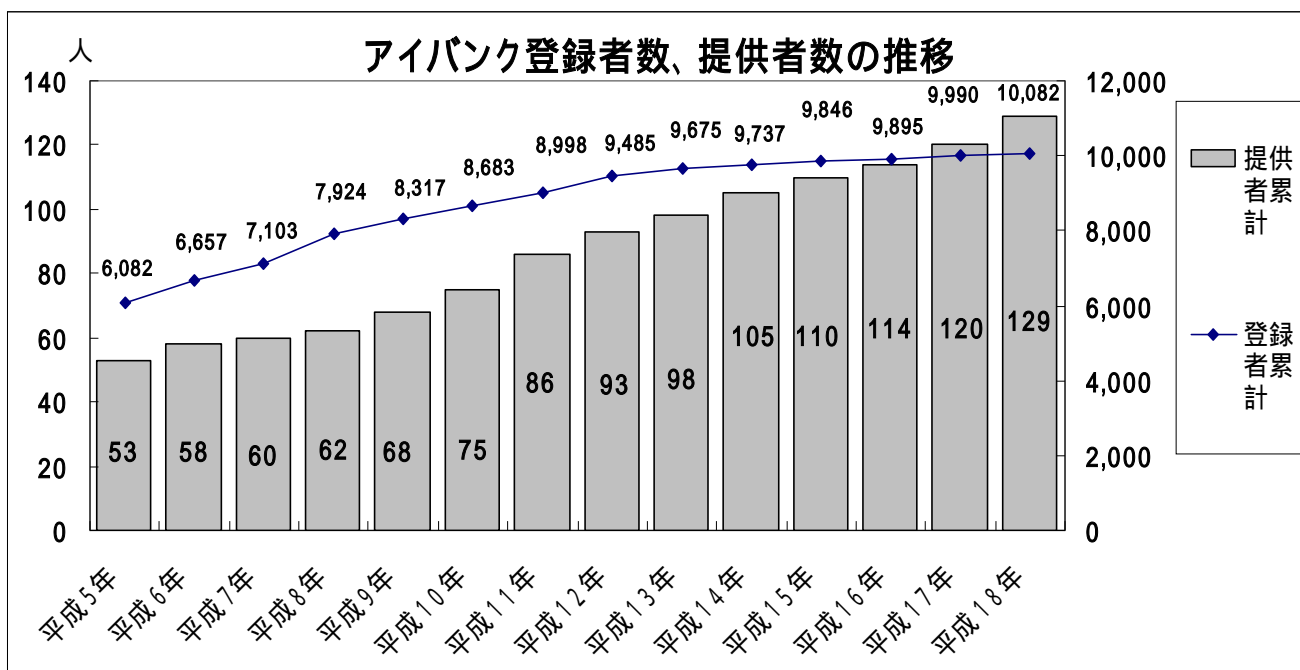


資料：臓器移植推進ネットワーク

平成 9 年 10 月に「臓器の移植に関する法律（臓器移植法）」が施行され、脳死からの臓器移植が可能になり、従来の腎臓、角膜に加えて、心臓、肝臓、肺、膵臓、小腸が移植可能な臓器として追加されました。

なお、県内の脳死からの臓器提供施設は、県立中央病院と山梨大学医学部附属病院の 2 施設となっています。

平成 19 年 11 月現在、県内における臓器提供意思表示カード（ ）の設置・配布数は約 60 万枚になっています。



資料：山梨県アイバンク

県では、平成 10 年 4 月から臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植の普及啓発活動、臓器提供希望者の家族への説明・意思確認、臓器提供医療機関との連携強化等に取り組んでいます。

また、県内各地で街頭キャンペーンを実施し、移植医療に対する理解と協力を呼びかけるとともに、様々なイベントを通じた普及啓発活動を実施しています。

さらには、角膜提供者の登録や斡旋、臓器移植医療について普及啓発活動を行う、（財）山梨県アイバンク（昭和 58 年設立）及び（財）山梨県臓器移植推進財団（昭和 61 年設立）に対し支援を行っています。

**[用語解説]**

（ ）臓器提供意思表示カード

臓器移植法により、脳死からの臓器提供には臓器提供者本人の書面による意思表示が必要。臓器提供意思表示カードは、移植のために臓器の提供を行うかどうかをあらかじめ記したもの。

平成 19 年 3 月に県が実施した『山梨県県民保健医療意識調査』では、臓器提供意思表示カードの所持率は 13% であり、5 年前に実施した県民保健医療意識調査時点の 6.4% から増加していますが、一方、所持していない理由として最も多かったのは「情報不足」(56.6%) であり、臓器移植に関する普及啓発をさらに推進していく必要があります。

## 2 骨髄移植

骨髄移植とは、白血病や再生不良性貧血などの病気によって、正常な造血が行われなくなってしまった患者の骨髄幹細胞を、健康な方の骨髄幹細胞と入れ替える(骨髄液を点滴静注する)ことにより、造血機能を回復させる治療法です。

### 骨髄ドナー(骨髄提供者)登録ができる方

- ・骨髄提供の内容を十分に理解している方
- ・年齢が 18 歳以上 54 歳以下で健康な方
- ・体重が男性 45kg 以上 / 女性 40kg 以上の方

### 骨髄提供までの流れ

ドナー登録(200 の採血があります。)

ドナー登録者の HLA 型(白血球の型)は、コンピュータに登録され患者の HLA 型と定期的に適合検索されます。

患者と HLA の型が適合するとドナー候補者となります。

ドナー候補者に対し、医師やコーディネーターから骨髄移植について、詳しい説明があります。

骨髄の提供について、ドナーと家族の意思を最終確認します。

詳しい健康診断をした後で骨髄を採取します。(入院 3~5 日)

患者に骨髄の移植が行われます。(骨髄採取と同じ日)

平成 3 年 12 月、骨髄バンク事業を行うため(財)骨髄移植推進財団が設立されたのに伴い、本県においても赤十字血液センター内に骨髄データセンターが開設され、骨髄ドナー登録の受付が始まりました。

現在、骨髄ドナー登録は、甲府の県民会館献血ルーム、峡南、富士・東部の2つの保健所において受付を行っています。

また、ボランティア団体の「山梨県骨髄バンクを推進する会」（平成7年3月設立）や赤十字社と連携して移動献血併行登録会や大型集客施設での独自の登録会を開催しています。

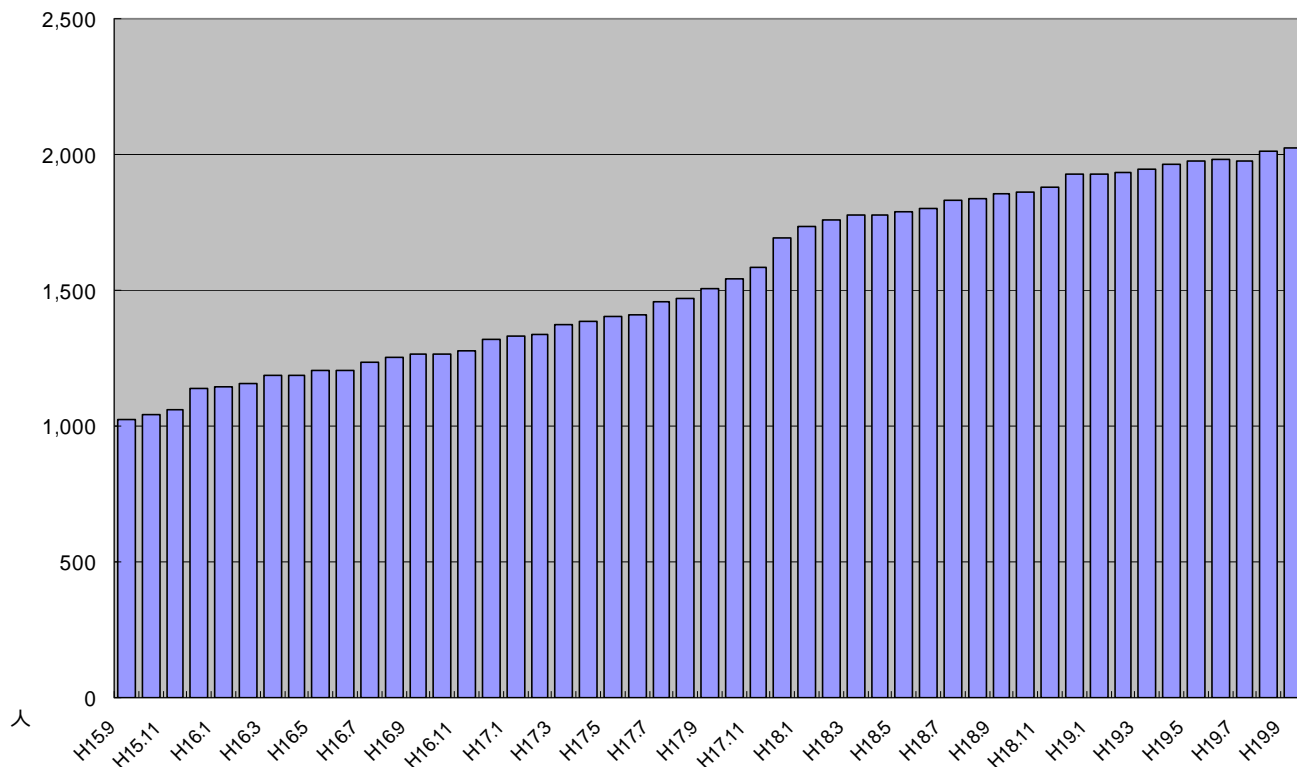
骨髄バンクドナー登録活動は、全国で30万人、本県では人口比率から2千人を目標に実施してきましたが、平成19年8月に2千人に達しました。

しかし、骨髄の提供は55歳までと決められており、加齢により登録が抹消されるドナーがいることから、一定数を確保するため引き続きドナー登録を実施していく必要があります。

#### 骨髄ドナー登録についての問い合わせ先

- ・ 骨髄移植推進財団  
電話 0120-445-445
- ・ 山梨県骨髄バンクを推進する会（県医務課内）  
電話 055-223-1480

### 骨髄バンクドナー登録者数(山梨県)



## < 対策 >

### 1 臓器提供体制の整備

県臓器移植コーディネーターによる、県内病院の定期的な巡回を通して、臓器提供に対する理解や協力を要請していきます。

また、臓器提供病院の院内コーディネーターに対する研修会を開催するとともに、医療機関、（財）山梨県アイバンク、（財）山梨県臓器移植推進財団等と連携を強化し、一体となって移植医療の推進に取り組みます。

### 2 普及啓発活動の推進

（財）山梨県アイバンク、（財）山梨県臓器移植推進財団及び山梨県骨髄バンクを推進する会が実施する普及啓発事業に対し支援を行うほか、多くのボランティア団体と協力し、キャンペーン活動やイベントの実施などを行うとともに、広報活動の充実を図るなど、移植医療についての普及啓発活動を行っていきます。

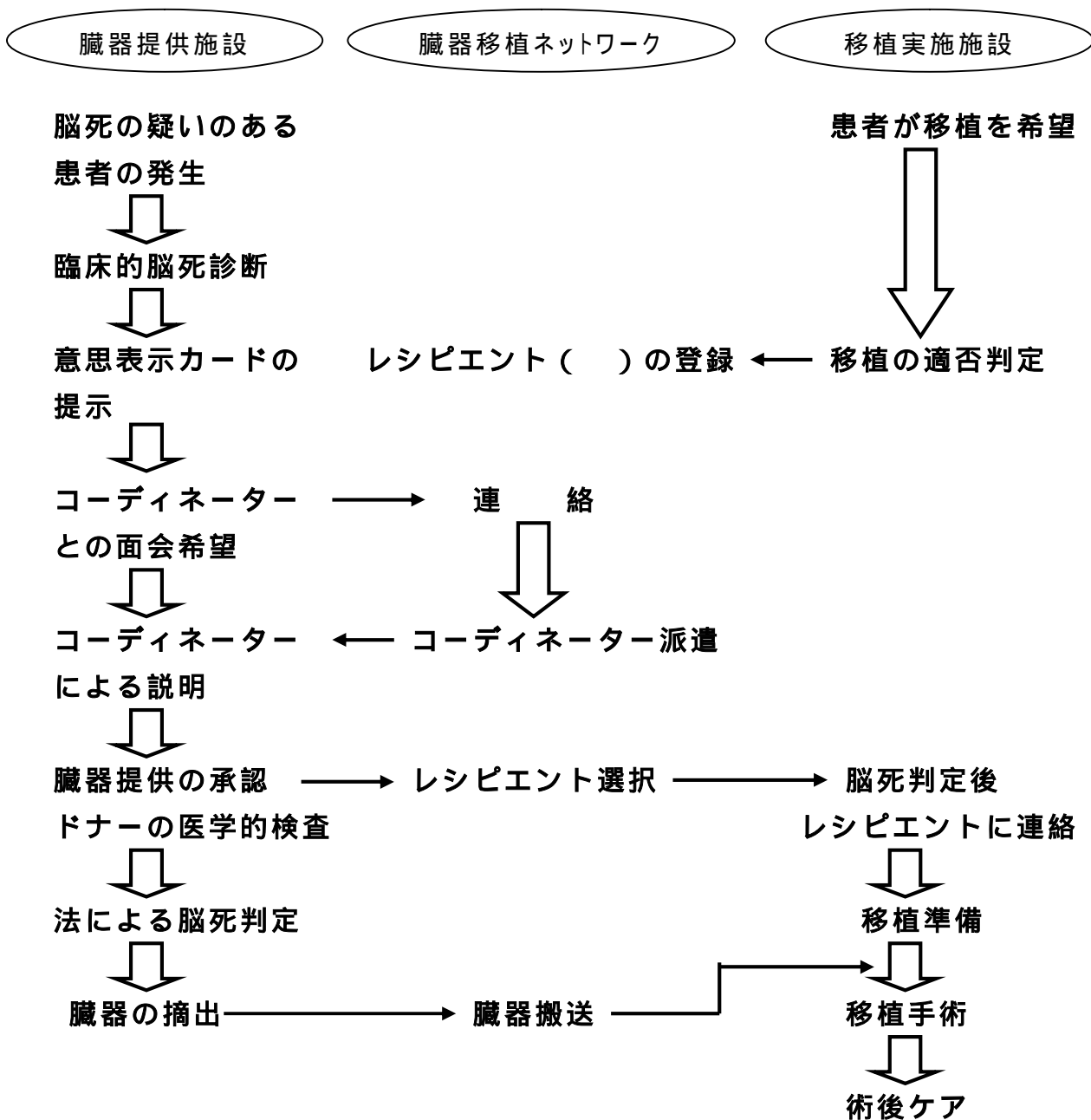
### 3 ドナー登録活動の推進

骨髄ドナー登録については、引き続き保健所（峡南、富士・東部）に登録窓口を設置するとともに、山梨県骨髄バンクを推進する会や赤十字社と連携して移動献血併行登録会や大型集客施設での独自の登録会を開催します。

< 推進体制 >

【臓器移植推進体制】

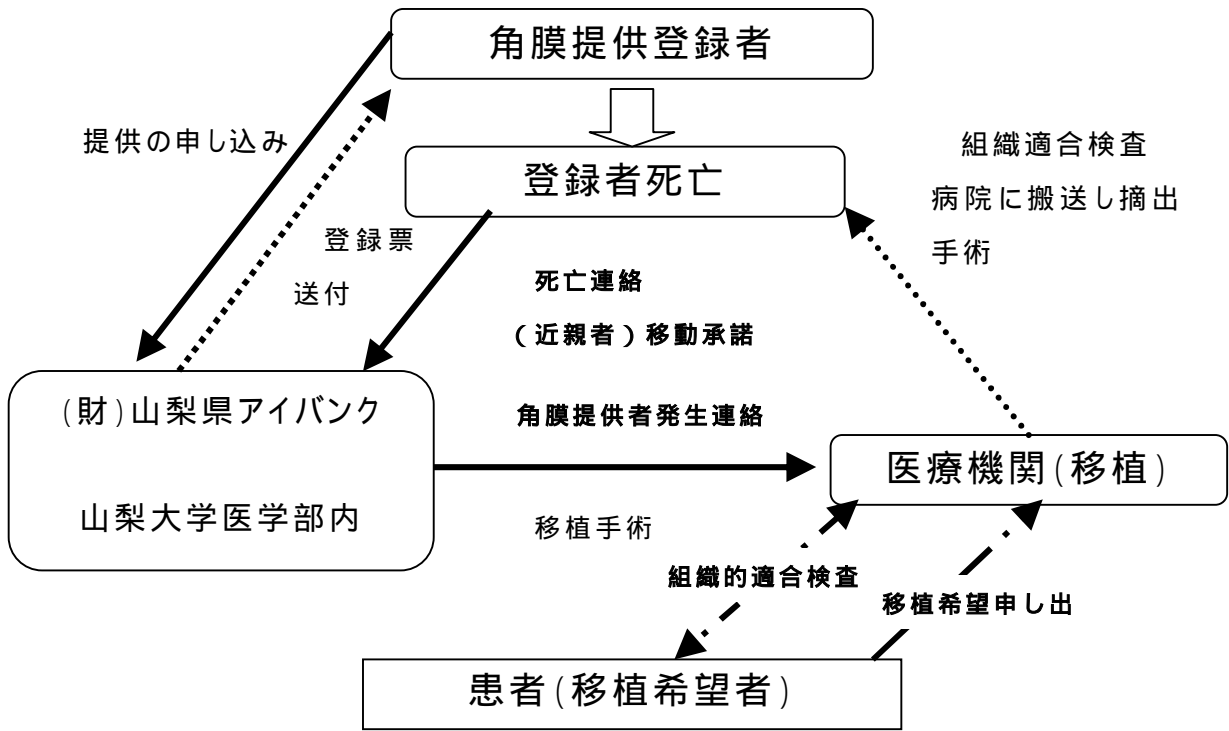
脳死からの臓器（眼球を除く）移植の流れ



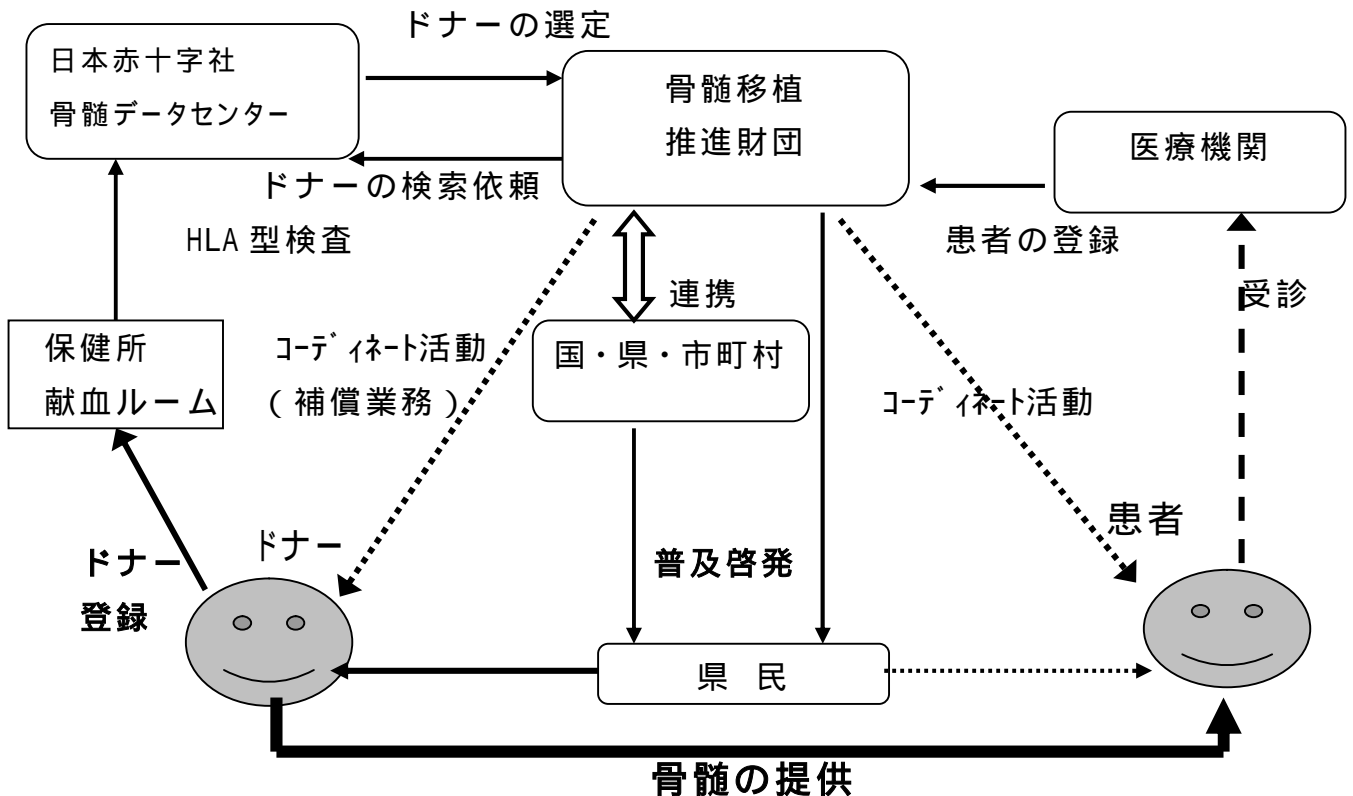
[用語解説]

( ) レシピエント：臓器の移植を待っている患者

## 角膜移植の流れ



## 【骨髄移植推進体制】



< 指標（数値目標） >

目標項目等	現状	平成 24 年度目標
ドナーカード配布数	約 60 万枚（H19）	約 70 万枚
角膜登録者数	129 人（H18）	160 人
骨髄ドナー登録者	2094 人（H20.1）	2500 人

（参考）

骨髄ドナー登録者数

全国：30 万人目標

山梨：人口比率で 2 千人が目標（目標達成率 全国 18 位）